

○八幡平市クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱

平成30年3月29日告示第56号

改正

令和3年3月2日告示第18号

八幡平市クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クラウドファンディングを活用して事業を行おうとする者を支援することにより、地域の活力を生み出すため、予算の範囲内で八幡平市クラウドファンディング活用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、八幡平市補助金等交付規則（平成17年八幡平市規則第68号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 匿名組合契約 商法(明治32年法律第48号)第535条に規定する匿名組合契約をいう。
- (2) クラウドファンディングによる事業 匿名組合契約に基づく匿名組合の目的である事業であって、当該匿名組合の匿名組合員をインターネットを通じて不特定多数の者から募集するものをいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定するものをいう。
- (4) ファンドの組成 クラウドファンディングによる事業に係る匿名組合契約の締結をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内でクラウドファンディングによる事業を新たに行おうとする者
 - (2) 市内で主たる事業を行っている個人事業の事業所を設置している者又は中小企業者
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村税を滞納している者は、補助対象者としなない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となるクラウドファンディングによる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ファンドの組成金額が50万円以上であること。
- (2) 市内の産業の活性化に資するものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ファンドの組成に要する手数料に相当する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、クラウドファンディングによる事業

の募集を開始する前に、八幡平市クラウドファンディング活用支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象者と仲介事業者との間で締結するファンドの組成内容について確認できる書類

(2) 市町村税の納税証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上、速やかに補助金の交付の可否を決定しなければならない。

（ファンドの組成内容の変更）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、ファンドの組成内容を変更し、又はこれを廃止しようとするときは、八幡平市クラウドファンディング活用支援補助金事業計画変更（廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告書の提出）

第10条 補助事業者は、ファンドの組成の完了後、速やかに八幡平市クラウドファンディング活用支援補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 募集期間内にファンドの組成金額を達成できなかったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（クラウドファンディングによる事業に係る報告）

第13条 市長は、補助金の効果を確認するため、必要な範囲内において、補助事業者に対し、補助金に係るクラウドファンディングによる事業の実施状況について報告を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月2日告示第18号）

この告示は、令和3年3月2日から施行する。